

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業 助成金交付申請の手引き (分析費)

助成金交付申請は絶縁油の試料採取及び分析を実施する前に
行ってください。

交付決定通知書を受領した後に試料採取及び分析を実施して
ください。

国(環境省)の補助制度も開始されましたので、そちらも併せて
ご覧ください。

令和7年6月
東京都環境局
公益財団法人東京都環境公社

＜お問い合わせ先＞

TEL : [03-3649-8541](tel:03-3649-8541) (微量PCB助成金担当)

受付時間：月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

9時から12時、13時から17時まで

＜申請書類の提出先＞

公益財団法人東京都環境公社（微量PCB助成金担当宛）

〒130-0022

東京都墨田区江東橋 4-26-5

東京トラフィック錦糸町ビル 5 階

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請・受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業は、「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）に基づいて実施されています。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他不正な手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該交付要綱第 15 条に基づき、その名称及び不正の内容を公表することができます。
4. 上記 3 に基づき、助成金の交付を取消した場合においては、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じます。（延滞金を含む。）

- PCBは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設のトランスなどに幅広く利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件を機にPCBの毒性が大きな社会問題となり、昭和49年に製造・輸入・使用が原則として禁止されました。
- その後、平成14年になって、PCBを使用していないはずのトランス等電気機器の中に微量のPCB（濃度0.5～100mg/kg程度のPCB）に汚染された絶縁油を含むものが存在することが判明しました。国等の調査では、このような微量PCB汚染電気機器は全国に120万台あると推定しており、この数字から都内には10万台程度あると考えられています。
- トランス等電気機器を使用している事業者におかれましては、当該電気機器の製造者に対して、PCB汚染物である可能性について確認いただき、PCB汚染物である可能性が完全に否定できないと判断された場合には、絶縁油中のPCBを分析により判定しなければなりません。分析の結果、0.5mg/kgを超えてPCBが検出された場合は、微量PCB廃棄物に該当し、国の認定した無害化処理施設等で令和9年3月31日までに処理する必要があります。
- このため、東京都では、中小企業等の皆様が都内に保有するトランス等電気機器類の微量PCB分析経費の一部を助成することとしました。

なお、助成金の申請受付業務は、「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

＜お問い合わせ先＞

公益財団法人東京都環境公社 微量PCB助成金担当 TEL 03-3649-8541（直通） 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く） 9時から12時、13時から17時まで

目 次

1 助成事業の概要	ページ数
(1)助成対象となる電気機器	1
(2)助成対象者	3
(3)助成対象経費	4
(4)助成金の額及び限度額	4
2 交付手続き	
(1)手続きフロー図	6
(2)国等の補助金への申請	7
(3)交付申請	8
(4)交付決定	10
(5)絶縁油の試料採取及び分析の実施	10
(6)実績報告書	10
(7)助成額の確定及び支払い	10
(8)申請内容の変更	11
3 必要書類	
(1)交付申請時	12
(2)実績報告時	14
4 その他の事項	15
5 参考資料	
参考1 メーカーの問い合わせ先窓口	16
参考2 会社以外の法人の主たる業種について	17
6 様式記入例	18
7 様式集	27

1 助成事業の概要

微量PCB含有電気機器に該当するか否かを確認するための試料採取及び分析に係る経費の一部を助成します。

(1) 助成対象となる電気機器

都内で保有している微量のPCBによって汚染されたおそれのある電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器及び安定器から取り出したコンデンサーを除く。）

例）トランス（変圧器）・コンデンサー（蓄電器）・リアクトル・変成器・放電コイル・整流器・開閉器・遮断器・サージアブソーバー（避雷器）等

ご注意ください！

＜高濃度PCBが使用されている機器は助成対象となりません＞

銘板記載の表示記号等により当該電気機器の製造メーカーへ問合せを行った結果、高濃度PCBを含有しているか、もしくはPCBを含有している可能性が無いことが確認できれば分析の必要は無いため、助成対象にはなりません。

＜PCB混入の可能性が完全に否定できない電気機器は分析費助成の対象となります＞

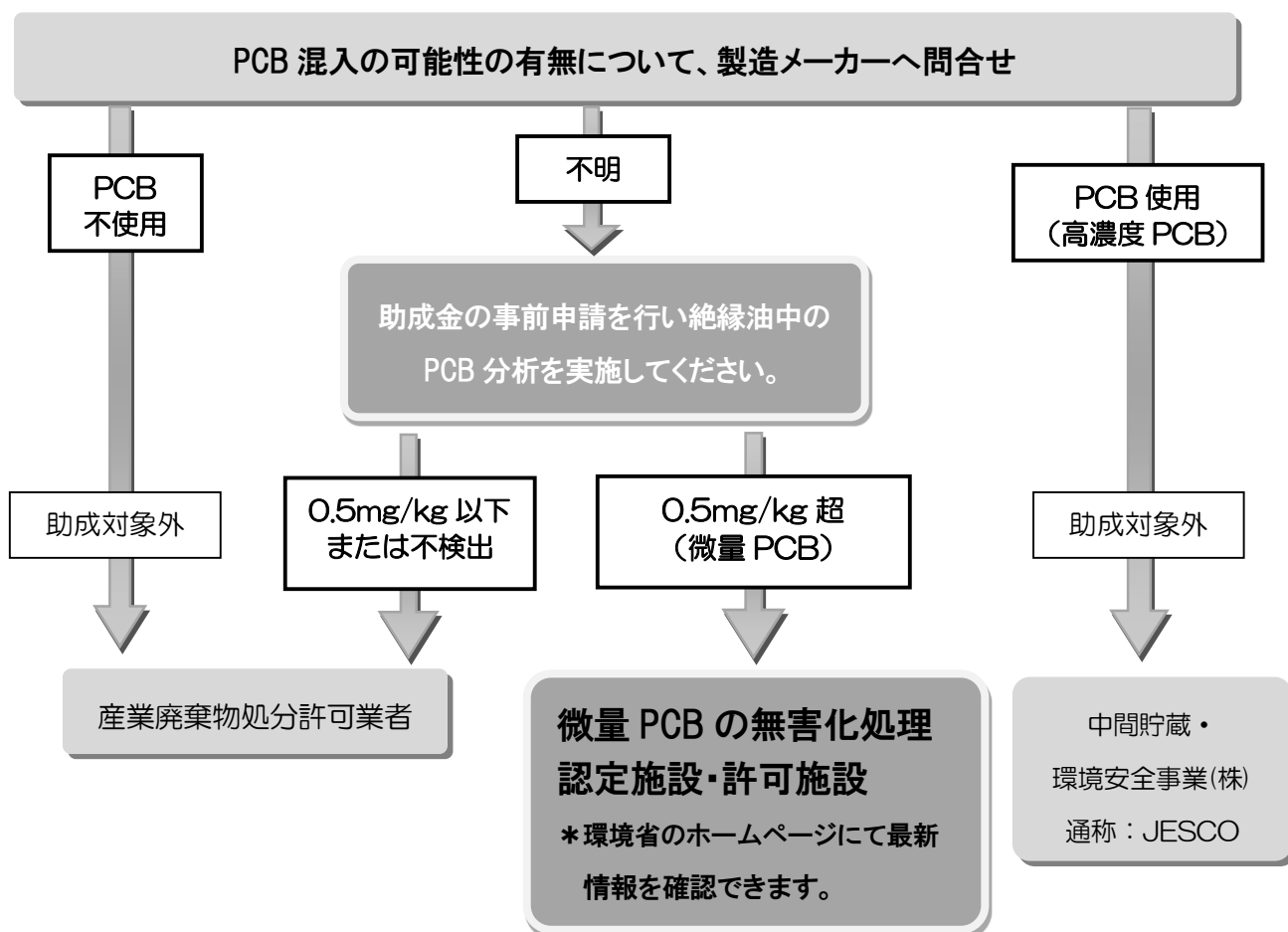
メーカーに問合せを行った結果、メーカー出荷時にはPCBで汚染されていないことが確認された機器であっても、使用中にPCBで汚染された可能性のある絶縁油を補充又は入替（履歴不明のものも含む）したことにより、PCB汚染の有無が現段階で不明となってしまう場合は助成対象となります。

また、助成対象となった機器を分析した結果、PCBが検出されなかった場合でも分析助成金は交付されます。

<参考>

PCB 廃棄物は絶縁油中の PCB 濃度によって処理の方法が異なります。

メーカーに問合せた結果をもとに、それぞれの処理の方法については下の図を参照してください。



<微量 PCB 汚染廃電気機器等の判別方法>

絶縁油の入替ができないコンデンサーでは、平成 3 年（1991 年）以降に製造されたものは PCB 汚染の可能性はないとされています。※

一方、変圧器のように絶縁油にかかるメンテナンスを行うことができる電気機器では、平成 6 年（1994 年）以降に出荷された機器であって、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないことが確認できれば PCB 汚染の可能性はないとされています。

（環境省・経済産業省資料から引用）

※ニチコン製のコンデンサーのうち平成 2（1990）年から平成 16（2004）年 3 月までに生産されたものおよび、東芝製の一部の高圧進相コンデンサーのうち平成 10（1998）年～平成 16（2004）年製で型番が CRTR-のものも対象とします。

したがって、まず電気機器に取り付けられた銘板に記載された製造年とメンテナンスの実施履歴等から PCB 汚染の可能性を確認し、上記の製造年よりも前に製造された電気機器については、銘板記載の表示記号等により当該電気機器の製造メーカーへ PCB の含有について問合せを行ってください。

（16 ページ「参考 1 メーカーの問い合わせ先窓口」をご参照ください。）

(2) 助成対象者

都内に助成対象となる電気機器を所有する方であって、次に該当する方が助成金交付の対象となります。

① 個人

② 中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会

③ 中小企業者

業種	資本金・従業員数
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下 又は 50 人以下
製造業・その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下

④ 会社以外の法人であって、常時使用する従業員の数が次の表以下であるもの

主たる事業	常時使用する従業員数
サービス業に属する事業	100人
卸売業に属する事業	100人
小売業に属する事業	50人
製造業・その他の業種に属する事業	300人

※学校法人、医療法人、財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合は設立根拠法によりサービス業に該当するため、従業員数100人以下の場合、助成対象となります。

⑤ マンション等建物管理組合法人

※法人格を有していないマンション等建物管理組合は、個人として扱います。

*主たる事業は、17ページの「参考2 会社以外の法人の主たる業種について」をご参照ください。

*従業員数とは、労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。パート・アルバイト等の名目上は、臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。

*③中小企業者で資本金が当てはまらず、従業員数のみ当てはまる場合、または④会社以外の法人の場合、業種ごとに規定した従業員数であることを証する書類が必要です（12ページ参照）。

***本社が都内にない法人であっても、助成対象廃棄物を都内の事業所で保管している場合は、助成の対象となります。**

*国及び地方公共団体は、助成金交付の対象とはなりません。

(3) 助成対象経費

○電気機器から絶縁油を採取する経費及び絶縁油のPCB濃度を分析する経費が助成対象経費となります。

○「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル（環境省）」又は「平成4年厚生省告示第192号別表第2」に記載された方法により分析されたものに限り。

*拭き取り検査による分析経費は助成対象外です。

○消費税及び地方消費税は助成対象経費に含まれません。

(4) 助成金の額及び限度額

○助成金の額

①都のみに助成の申請をする者

1 台あたり助成対象経費の2分の1

②都以外に国等が実施する同種の補助金の交付を受けた者

1 台あたりの助成対象経費からその補助金の額を控除した額の2分の1

○限度額

1 台あたり12,500円

*合計した助成金額に100円未満の端数が生じた場合は切捨てます。

〔助成金の算出例〕

対象機器3台の絶縁油採取及び分析を実施した場合

- | | | |
|------------|-------|---------|
| ・高圧トランス A | 税抜き価格 | 38,000円 |
| ・高圧コンデンサーB | 税抜き価格 | 30,000円 |
| ・リアクトル C | 税抜き価格 | 8,500円 |

① 都のみに助成申請をする者

(STEP1) 1台ごとの税抜き価格に助成率を乗じます。

A 38,000円×1/2=19,000円

B 30,000円×1/2=15,000円

C 8,500円×1/2= 4,250円

(STEP2) 1台ごとの金額が上限の12,500円以上となった場合は12,500円とします。

A 12,500円、B 12,500円、C 4,250円

(STEP3) 合算します。

$$12,500 + 12,500 + 4,250 = 29,250 \text{円}$$

(STEP4) 端数を切り捨てた29,200円が助成金額になります。

② 都以外に国等が実施する同種の補助金の交付を受けた者

(STEP1) 1台ごとの税抜価格から、国等の同種の補助金の補助額を控除する。

$$\text{A} \quad 38,000 \text{円} - 10,000 \text{円} = 28,000 \text{円}$$

$$\text{B} \quad 30,000 \text{円} - 10,000 \text{円} = 20,000 \text{円}$$

$$\text{C} \quad 8,500 \text{円} - 4,200 \text{円} = 4,300 \text{円}$$

(STEP2) STEP1の金額に助成額を乗じます。

$$\text{A} \quad 28,000 \text{円} \times 1/2 = 14,000 \text{円}$$

$$\text{B} \quad 20,000 \text{円} \times 1/2 = 10,000 \text{円}$$

$$\text{C} \quad 4,300 \text{円} \times 1/2 = 2,150 \text{円}$$

(STEP3) 1台ごとの金額が上限の12,500円以上となった場合は12,500円とします。

$$\text{A} \quad 12,500 \text{円}, \text{B} \quad 10,000 \text{円}, \text{C} \quad 2,150 \text{円}$$

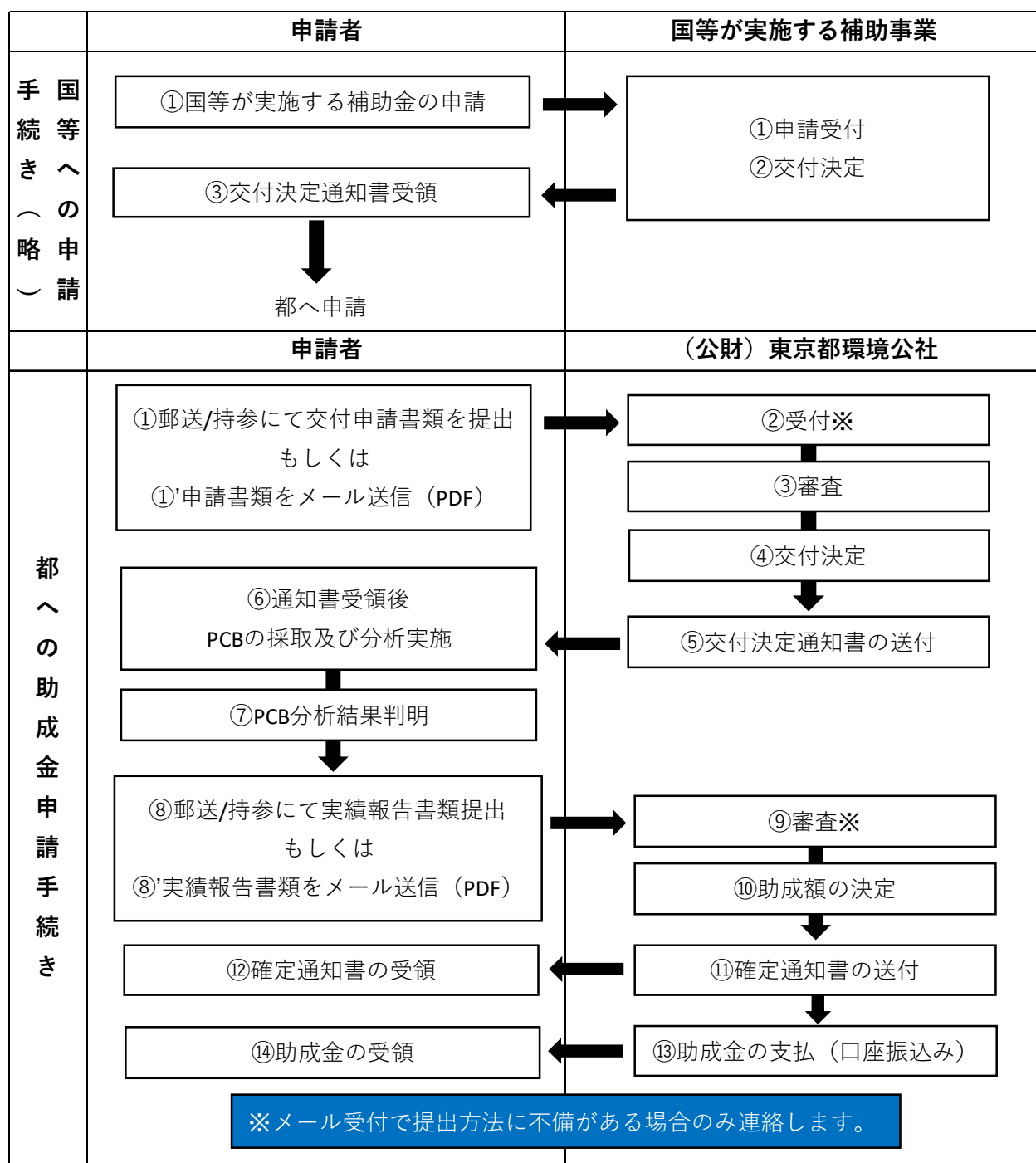
(STEP4) 合算します。

$$12,500 + 10,000 + 2,150 = 24,650 \text{円}$$

(STEP5) 端数を切り捨てた24,600円が助成金額になります。

2 交付手続き

(1) 手続きフロー図



○書類の提出は2回行います。

1 回目：絶縁油の試料採取及び分析前（①交付申請書類提出）

2 回目：分析後（⑧実績報告書類提出）

○絶縁油の試料採取及び試料分析は**必ず交付決定通知書を受領した後に実施**してください。**交付決定通知書の発行日より前に絶縁油の試料採取及び分析を実施した場合は、助成金の交付はできません。**

ただし、電気設備点検の都合等により交付申請より以前に試料の採取のみを行い、試料の分析が未実施である場合に限り申請できますが、**試料採取費は助成対象外**となります。

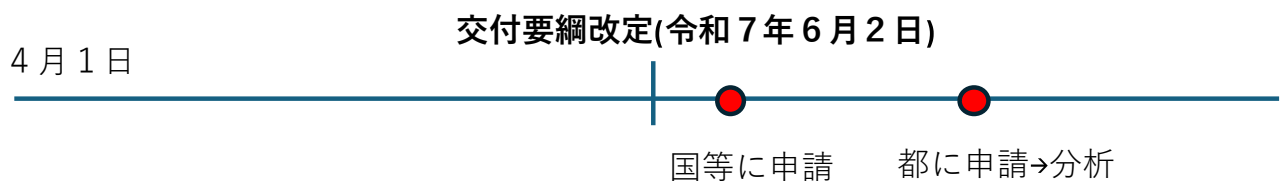
(2) 国等の補助金への申請

＜令和7年4月1日以降に国等が実施する＞

同種の補助金に申請する場合は以下の事項が必要です。＞

- 国等への申請が令和7年4月1日以降であること
- 都への申請は令和7年6月2日の交付要綱改定以降であること
- 先に国等の申請を行い、次に都の申請を行うこと
- 国等の申請後に都の申請を行う場合は、原則として分析実施前申請であること

【国等と都への申請手順】

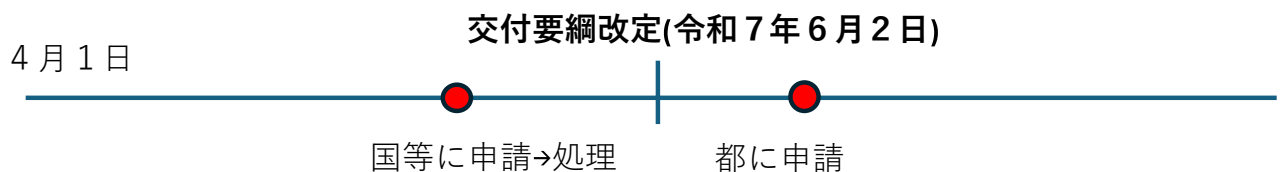


また、以下の事例に合致する場合においても、国等と都へ申請することができます。

〔事例1〕 交付要綱改定前に国に申請している場合



〔事例2〕 交付要綱改定前に国等の補助金制度を利用して分析を完了し、交付要綱改定後に都に申請した場合



⇒交付要綱改定後のため、都への申請が可能です。国の申請に基づく分析の実施後であったとしても、6月2日の交付要綱改定1ヶ月後までであれば申請可能としております。

※上記事例以外に関しては、公益財団法人東京都環境公社 微量PCB助成金担当までお問い合わせください。

(3) 交付申請

①申請書受付期間

令和3年4月12日から令和8年3月31日（公社必着）

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止します。

- * 上記期間に申請書を先着順に受け付け、審査の対象とします。
- * 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。
- * 使用中の電気機器の絶縁油を処分する場合、PCB濃度分析のための試料採取作業や絶縁油の入替え作業には、それぞれ施設の停電が必要となります。日程を十分調整の上、申請してください。

②申請書類の提出

助成金交付申請書（1号の2様式）は必要事項を記載の上、その他必要書類（12ページ参照）と共に、郵送、持参又は電子メールで提出してください。

※ 提出書類は返却しませんので、必ずコピー又はデータ保存を行った上で提出してください。審査手続中に公社からの問合せの際に確認していただくことがあります。

②-1 郵送等により提出する場合

提出部数 1部

公社のホームページから、申請書の様式をダウンロードし、記入してください。

記入した申請書とその他必要書類は以下の宛先へご郵送ください。

(https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb_bunseki/)

〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-26-5
東京トラフィック錦糸町ビル5階
公益財団法人東京都環境公社（微量PCB助成金担当 宛）

なお、申請書を手書きする場合は A4 サイズで片面印刷の上、必ず黒又は青色のボールペン（熱などで消えないもの）や 万年筆等で丁寧に記入してください。鉛筆や消すことのできるペンで記入したもの、黒又は青色以外の色で記入したものについては、受け付けできませんのでご注意ください。

また、窓口を持参する場合は、必ずあらかじめ電話で予約してください。

TEL 03-3649-8541

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）

9時から12時、13時から17時まで

②-2 電子メールにより提出する場合

1) 公社のホームページから、申請書（エクセル）をダウンロードし、必要事項を入力してください。

2) 入力後、下記のアドレスに申請書と必要書類を添付の上、送信してください。

（書類提出用アドレス info-pcb@tokyokankyo.jp）

なお、メール提出する場合は、以下の注意事項を必ずご一読の上、漏れの無いようご注意ください。

【メール提出時の注意事項】

- 1つの申請につき1つのメールにてお送りください。（複数申請する場合は、メールを分けてご提出ください。）
- メールの件名は「【申請者名】分析 提出書類名」としてください。
（例）【東京 太郎】分析 交付申請書一式
【東京 太郎】分析 実績報告書一式
- 申請書はPDF化したものを添付してください。（申請書をカメラで撮影し、写真で提出することやPDF化されていない書類は受け付けできませんのでご注意ください。）
- 公社様式以外の添付書類は、PDFのタイトルを書類の名称にしてください。（例）微量PCB分析見積書
- 公社様式以外の添付書類も原則PDFで提出してください。ただし、PDFでの提出が難しい場合、写真での提出を可としますが、鮮明に撮影してください。不鮮明なもの、字が読めないものは受け付けできませんのでご注意ください。なお、申請書と同様に、PDF化されていないエクセル等については受け付けできませんのでご注意ください。
- 申請書及び添付書類には、申請者等の個人情報が含まれます。メールの誤送信により意図せず公社以外の第三者に申請書類が届いてしまう恐れがありますので、メール提出に当たっては、申請書類（PDF）をパスワードにより保護することを強く推奨します。

また、情報セキュリティの観点からzip形式で圧縮された申請書類は受

け付けることができません。そのため、申請書類（PDF）そのものにパスワードをかけて保護し、ご提出ください（申請書類をzipフォルダに格納しパスワードを付して保護する形式では受け付けることができません）。

なお、PDFをパスワードで保護する方法は、アドビ株式会社のホームページ等でご確認ください。

- ・ メールで提出された書類の形式に不備がある場合のみ、公社から返信メールを送ります。公社からのメール内容に従い再提出をお願いします。（不備がない場合は連絡しませんが、念のため迷惑メールフォルダ等のご確認をお願いします。）

(4) 交付決定

公社は、申請書を受け付けた後、審査し交付要件に合致していると認めたときは、交付決定通知書を送付します。

(5) 絶縁油の試料採取及び分析の実施

必ず交付決定通知書の発行日以降に絶縁油の試料採取及び試料分析を実施してください。

※交付決定通知書の発行日より前に絶縁油の試料採取及び分析を実施した場合は、助成金の交付はできません。

※電気設備点検の都合等により交付申請より以前に試料の採取のみを行い、試料の分析が未実施である場合に限り受け付けします。（ただし、試料採取に係る金額は助成対象外）

(6) 実績報告書

〇令和 8 年 1 2 月 28 日（公社必着）

＊分析委託の完了日（PCB 濃度の証明書の発行日）の翌日以降に実績報告書（第5号の2様式）と、その他必要書類を提出してください。

＊提出方法は交付申請と同じです。必要書類は 14 ページ参照してください。

(7) 助成額の確定及び支払い

公社は、実績報告の内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めた場合は、助成金確定通知書を送付し、指定口座に助成金を振り込みます。

(8) 申請内容の変更

交付決定通知後に下記に示す申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認申請書（第3号の2様式）を提出してください。公社は、変更内容を承認した場合は、承認通知書を送付します。

- 経費配分に変更が生じた場合
- 事業の内容を変更する場合
- 事業を廃止する場合
- 申請者の情報に変更が生じた場合
- 助成金振込先に変更が生じた場合

3 必要書類

(1-1) 交付申請時（都のみに助成の申請をする者）

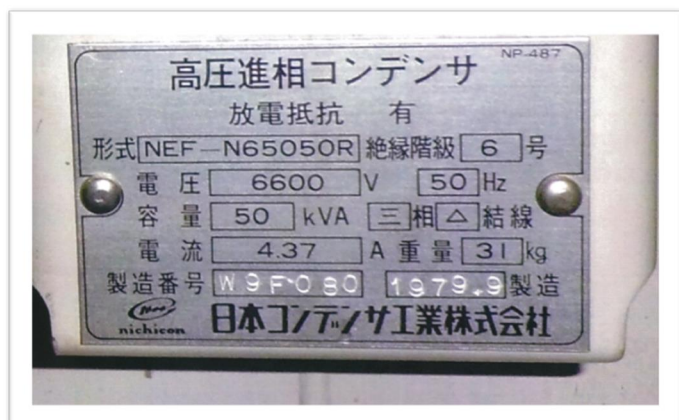
	書類名（様式）	提出形態	注意事項
1	助成金交付申請書 （第1号の2様式）	・郵送提出（原本） ・メール提出(PDF)	・（公財）東京都環境公社 PCB廃棄物助成事業 ホームページからダウンロード ※インターネットをご利用になれない場合は郵送いたします。
2	誓約書 （第8号様式）	・郵送提出（原本） ・メール提出(PDF)	※審査から交付決定までは通常2～3週間要します。
3	見積書	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF/写真)	・絶縁油の試料の採取及び分析事業者が発行していること。 ・助成対象機器1台ごとの税抜き金額（単価）及び数量が記載されていること。 ・見積書の宛名が交付申請者と同一であること。 ・見積書の内訳に記載された内容と交付申請書（第1号の2様式の別紙）に記載された内容が一致していること。
4	本人確認書類	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF/写真)	【中小企業者/中小企業団体】 ①印鑑証明書（発行後3箇月以内） ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 } いずれか一つ 現在事項証明書 } （発行後3箇月以内・オンライン取得不可） ※資本金の額及び代表者名が記載されていること ※中小企業者のうち、資本金の額が規定を超えている場合は、 下記の従業員数が確認できる書類を一つ提出してください。 ・労働保険概算保険料申告書（控え） ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など ※公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書などを併せて提出してください。 【会社以外の法人】 ①印鑑証明書（発行後3箇月以内） ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 } いずれか一つ 現在事項証明書 } （発行後3箇月以内・オンライン取得不可） ③従業員数を確認できる書類 ・労働保険概算保険料申告書（控え） ・法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）など ※表（P3）に定めた従業員数が確認できること ※公的機関の受領印があること。無ければ、記載された金額を支払った領収書などを併せて提出してください。 【個人】 次のうちいずれか一つ提出してください。 ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） ※被保険者等記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。 ・マイナンバーカード（表面） ※マイナンバー（個人番号）の記載がある裏面は提出しないでください。 ・外国人登録証明書 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・印鑑証明書（発行後3箇月以内） ※有効期限内のものであること。 ※記載内容がはっきりと確認でき、現住所・氏名の記載があるもの。 ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写し。 ※住所の記載がない場合は、住所が確認できる書類を併せて提出すること。 ※日本で発行されたものであること。 【マンション等管理組合】※マンション管理組合法人を除く ・管理組合同約 ・総会議事録（代表者が選任されたことが分かるもの）
5	銘板写真	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF/写真)	・交付申請書に記載して機器の銘板写真であること。 ※使用中で写真が撮れない場合は、実績報告時に提出

(1-2) 交付申請時（都以外に国等が実施する同種の補助金の交付を受けた者）

	書類名（様式）	提出形態	注意事項
1	助成金交付申請書 （第1号の2様式）	・郵送提出（原本） ・メール提出(PDF)	(1-1)と同様
2	見積書	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF/写真)	
3	本人確認書類	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF/写真)	(1-1)のうち、 ②登記事項証明書 履歴事項全部証明書 現在事項証明書 ③従業員数を確認できる書類 これらにおいては、国等が実施する補助事業 に提出したものでも可とする。
4	銘板写真	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF/写真)	
5	国等が実施する 補助事業へ提出 した見積書	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF)	国等が実施する補助事業が指定した見積書
6	国等が実施する 補助事業の交付 決定通知書	・郵送提出（写し） ・メール提出(PDF)	

○過去3か月以内に「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業」を申請した者にあつては、東京都微量 PCB 廃棄物助成金交付決定通知書の写しをもって、助成対象であることを証明する書類及び常時使用する従業員の数を証明する書類を省略することができます。

〔銘板写真例〕



「機器の種類・製造者・製造年月日・製造番号」が表示されている銘板の写真が必要です。錆等により銘板の表示が不明確な場合、狭小な場所や使用中で感電の危険があり銘板の撮影が不可能な場合は、微量 PCB 助成金担当までご連絡ください。

＊電気施設への立ち入りは感電の危険があり大変危険を伴いますので、電気主任技術者の方などに相談して撮影をしてください。

(2-1) 実績報告時（都のみに助成の申請をする者）

書類名（様式）	提出形態	注意事項
1 実績報告書 (第5号の2様式)	- 郵送提出（原本） - メール提出(PDF)	(公財)東京都環境公社 PCB廃棄物助成事業 ホームページからダウンロード ※インターネットをご利用になれない場合は郵送します。 ※審査から交付額確定までは通常2～3週間要します。
2 請求書 (第7号様式)		
3 試験成績書	- 郵送提出（写し） - メール提出(PDF/写真)	- 計量証明事業者（分析事業者）が発行する絶縁油のPCB濃度の証明書 - 証明書に機器のメーカー名、製造年月日、製造番号の記載があり、申請した機器と同一であること。 - 宛名は申請者名であること。
4 請求明細書		- 交付申請時に提出した見積もり業者と同一の会社であること。 - 見積書と同一の内訳内容であること。
5 支払を証明する書類		- 試料採取及び分析事業者が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写し - インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を提出すること。 ※見積書・請求明細書・支払を証明する書類の契約者名・金額は同一であること。 (契約者名は申請者名と同一にしてください。)

(2-2) 実績報告時（都以外に国等が実施する同種の補助金の交付を受けた者）

	書類名（様式）	提出形態	注意事項
1	実績報告書 (第5号の2様式)	・ 郵送提出（原本） ・ メール提出(PDF)	(2-1)と同様
2	請求書 (第7号様式)		
3	試験成績書		
4	請求明細書		
5	支払を証明する書類		
6	国等が実施する 補助事業の交付額 確定通知書	・ 郵送提出（原本） ・ メール提出(PDF)	

[支払いを証明する書類]

払込受領証
(コンビニエンスストア用)

払込人名
株式会社〇〇〇〇様

お客様コード

金額 216,000
(消費税16,000)

受取人名
株式会社 △△△

受領印

収入印紙貼付欄

受領印

■入出金明細照会

◆口座情報

銀行	〇〇〇〇銀行	科目	普通	口座番号	00000000
支店	〇〇支店	口座名	株式会社 〇〇〇〇		

◆明細情報

取引日 起算日	受取人名	金融機関名 支店名	科目 口座番号	金額	詳細
2019/6/3 2019/6/3	株式会社 △△△	▲▲銀行 ▽▽支店	当座 11111	216,000	
2019/6/5 2019/6/5	□□ □□	□□銀行 ■支店	普通 01110	10,000	

※受領印があること

4 その他の事項

本手引きは、「東京都微量 PCB 廃棄物処理支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。交付要綱については、公益財団法人東京都環境公社のホームページをご覧ください。

5 参考資料

参考1 メーカーの問い合わせ先窓口

微量PCB検出変圧器等 対策委員会 企業名	2001年以前の企業名	TEL
愛知電機（株）	（株）愛知電機工作所	0568-35-1181
北芝電機（株）		公式HP参照
（株）キューヘン	九州変圧器（株）	0940-34-3212
（株）指月電機製作所		0120-888-453
四変テック（株）	四国変圧器（株）	0877-33-2727
（株）ダイヘン	大阪変圧器（株）	06-6390-5513
（株）高岳製作所		03-6371-4468
現：（株）東光高岳		
中国電機製造（株）	中国電力株式会社大洲製作所	050-5524-1344
トーエイ工業（株）	東永電機工業（株）	045-411-5191
（株）東芝 （東芝インフラシステムズ（株））	東京芝浦電気（株）	059-377-2053
（株）トーヘン、東京変圧（株）		048-765-1188
現：東光器材（株）		
東北電機製造（株）		022-364-2163
（株）西島電機製作所		077-562-0891
ニチコン（株）	日本コンデンサ工業（株） （株）関西ニ井製作所	075-241-5320
日新電機（株）		公式HP参照
日立エーアイシー（株）	日立コンデンサ（株）	044-433-3412
現：（株）タイツウ	日立化成工業（株）	
（株）日立産機システム	（株）日立製作所	0254-46-5535
（株）日立製作所		0294-55-1130
（株）フジケン	テック製造（株） テック柏谷電機（株）	公式HP参照
現：（株）テックプレジジョン	（株）不二研究所	
富士電機（株）	富士電機システムズ（株） 富士電機製造（株）	0120-24-9194
北陸電機製造（株）		076-475-1124
松下産業情報機器（株）	パナソニック エコソリューションズ電路（株） パナソニック電工電路（株） 松下電工電路システム（株）	0561-54-9314
現：パナソニック スイッチギアシステムズ（株）	松下産業情報機器（株） 松下受配電システム（株）	
松下電器産業（株）	パナソニック エレクトロニックデバイスジャパン（株） パナソニック エレクトロニックデバイス富山（株）	0763-33-5510
現：パナソニック インダストリー（株）	富山松下電器（株） 東京電器（株）	
マルコン電子（株）	二井蓄電器（株）	公式HP参照
現：日本ケミコン（株）		
問い合わせ先：ケミコンデバイス（株）		
三菱電機（株）		公式HP参照
（株）明電舎		公式HP参照

電機工業会 会員企業名	部門	TEL
川崎電気（株）		0238-50-0233
現：（株）かわでん		
（株）三英社製作所		03-3781-8114
（株）三社電機製作所		06-6321-0361
（株）戸上電機製作所		0120-25-7867
日本ガイシ（株）		公式HP参照
光商工（株）		0280-92-0355

*（一社）日本電機工業会 参照（令和6年11月現在）。詳しくは企業HPをご確認ください。

参考2 会社以外の法人の主たる業種について

業種	日本標準産業分類 (第14回改定(令和6年4月1日施行)に基づく)
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食料品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食料品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業 その他の業種	上記以外の全て

*各分類の詳細については、日本標準産業分類(総務省)を御参照ください。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

6 様式記入例

第1号の2様式

記入例

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

〒 130-0022

住所 東京都墨田区江東橋4-26-5
申請者名 〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 環境太郎

(法人にあつては名称、役職名及び代表者の氏名)

電話番号 03-3649-8541

<法人の場合>

業 種 製造業

従業員数 100人

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】助成対象事業の目的及び内容

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するため、当該微量PCBの濃度を測定する。

【2】助成対象事業実施予定日(微量PCB濃度分析の実施予定日)※

〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

※ 微量PCB濃度分析の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入

【3】国等が実施する同種の補助金

☐ 申請している	☒ 申請していない
---------------------------------	---

※【8】添付書類の項目で必要書類を確認してください

【4】経費配分

経費名	経費配分	金 額
電気機器の 微量PCB 分析経費	測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	76,500 円
	国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合 の補助の金額 (別紙 合計金額(B)欄の金額)	24,200 円
	助成額 (別紙 合計金額(D')欄の金額)	24,600 円

※ 交付決定日より前に試料採取及び分析を行った場合は助成対象外となる

【6】助成金振込先

金融機関名	フリガナ ○○ギンコウ					銀行番号			
	○○銀行					1	2	3	4
支店名	フリガナ △△シテン					支店コード			
	△△支店					5	6	7	
預金種別 (該当に☑)	☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄								
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7		
口座名義 (口座名義は申請者と同一)	フリガナ ○○カブシキガイシャ								
	○○株式会社								

【7】申請内容に関する問合せ先・通知書発送先

名 称(所属)	○○○○○株式会社 管理課		
担当者氏名	東京 一郎		
住 所	〒 130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5		
電話番号/FAX番号	TEL	03-3649-8541	FAX 03-3649-○○○○○
メールアドレス	△△@○○○.jp		

【8】添付書類 下記の添付書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入してご提出ください。

	添付書類	チェック欄	
		国等申請有	国等申請無
1	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの。) (助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)	☐	☒
2	(国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合) 当該助成事業へ提出した見積書の写し	☐	
3	(国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合) 当該助成金の交付決定通知書	☐	
4	助成対象者本人であることを証明できる書類	☐	☒
5	銘板の写真(機器を使用中等で写真の撮影が不可能な場合は省略可。 ただし、実績報告時に提出すること。)	☐	☒
6	常時使用する従業員の数を証明する書類 (4の書類で助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	☐	☒
7	国や他の地方公共団体等が実施する同種の補助金の申請に関する誓約書 (第8号様式)		☒

注) 過去3箇月以内に分析または処分の助成金交付を申請した者にあつては、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記4、6の書類を省略することができる。

1. 機器を保管（使用）する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
所在地（都内に限る）	東京都立川市錦町4-6-3

2. 助成対象機器の内容

	電気機器の種類	メーカー名	型式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・保管 状況 (○で囲む)	(A) 分析に要する 測定経費※1	(B) 国等が実施する同 種の補助金の交付を 受けた場合の補助の 金額※2	(C) 助成対象経費 [(A)-(B)]	(D) 助成計算額 助成対象経費x1/2 [1台につき上限 12,500円]
1	高圧トランス	〇〇電機	LV-6	123-456	1970年	使用	38,000円	10,000円	28,000円	12,500円
2	高圧コンデンサ	〇〇電機	SSSS	654-321	1965年	使用	30,000円	10,000円	20,000円	10,000円
3	高圧コンデンサ	〇〇電機	AAA	F789789	1975年	保管	8,500円	4,200円	4,300円	2,150円
4						使用			0円	0円
5						保管			0円	0円
合計金額							(A) 76,500円	(B) 24,200円	(C) 52,300円	(D) 24,650円

※1 試料採取費＋分析費＋その他分析に係る経費※3を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

※2 国等が実施する同種の補助金の交付を受けていない場合空欄とすること。

※3 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合又は機器を保管（使用）する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● メーカー名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D')	24,600円

※ 上記(D)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D')に記入

第3号の2様式

記入例

微量PCB分析申請

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

年 月 日

記載不要

〒 130-0022

住 所 東京都墨田区江東橋4-26-5

申請者名 ○○○○○株式会社

代表取締役 環境太郎

(法人にあつては名称、役職名及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって交付決定
を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金 記載不要
で、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】変更、廃止の理由

見積金額変更のため

【2】助成対象実施予定日(実施予定日に変更がある場合に限り記載すること)

既定 年 月 日 ⇒ 変更後 年 月 日

【3】経費配分の変更

経費名	経費配分	金 額
電気機器の微量 PCB分析経費	測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	76,500 円
	国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合の 補助の金額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	24,200 円
	助成額(別紙 合計金額(D')欄の金額)	22,500 円

【4】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載する)

交付決定額 金 24,600 円 ⇒ 変更申請額 金 22,500 円

【5】助成金振込先の変更(振込先に変更がある場合に限り記載する)

金融機関名	フリガナ	銀行番号			
支店名	フリガナ	支店コード			
預金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄				
口座番号					
口座名義 (口座名義は申請者と同一)	フリガナ				

* 添付書類(申請の必要に応じてその証明となる書類を添付すること。)

1.機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	〇〇〇〇〇株式会社 〇〇工場
所在地(都内に限る)	東京都立川市錦町4-6-3

2.助成対象機器の内容

	電気機器の種類	メーカー名	型式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・保管 状況 (○で囲む)	(A)分析に要する 測定経費※1 円	(B)国等が実施する同 種の補助金の交付を 受けた場合の補助の 金額※2 円	(C)助成対象経費 [(A)-(B)] 円	(D)助成計算額 助成対象経費x1/2 1台につき上限 12,500円
1	高圧トランス	〇〇電機	LV-6	123-456	1970	使用 保管	30,800	10,000	20,800	10,400
2	高圧コンデンサ	〇〇電機	SSSS	654-321	1965	使用 保管	30,000	10,000	20,000	10,000
3	高圧コンデンサ	〇〇電機	AAA	F789789	1975	使用 保管	8,500	4,200	4,300	2,150
4					年	使用 保管			0	0
5					年	使用 保管			0	0
合計金額							(A) 69,300	(B) 24,200	(C) 45,100	(D) 22,550

※1 試料採取費＋分析費＋その他分析に係る経費※を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

※2 国等が実施する同種の補助金の交付を受けていない場合空欄とすること。

※3 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合又は機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● メーカー名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D')	22,500 円

※ 上記(D)に百円未満がある場合、
百円未満を切捨てた額を(D')に記入

記入例

年 月 日

記載不要

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

〒130-0022

住 所 東京都墨田区江東橋4-26-5

申請者名 ○○○○○株式会社

代表取締役 環境太郎

(法人にあつては名称、役職名及び代表者の氏名)

記載不要

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

年 月 日付け 整理番号 号をもって、

助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、
関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】 助成対象事業の内容及び成果

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等の微量PCBの濃度を
測定することにより、当該汚染の有無を把握した。

【2】 助成金交付決定額

通知書の助成金交付決定額を記載

22,500 円

【3】 助成対象事業完了日(微量PCBの濃度を証明する書類の発行日)

○○○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

【4】添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄	
		国等申請有	国等申請無
1	測定した、助成対象機器中の絶縁油に含まれる微量PCBの濃度を証明する書類(計量証明事業者が発行したものに限る。)の写し	☐	☒
2	請求明細書の写し(税抜きの請求額を記載したもの。) ※助成対象機器が複数の場合は1台ごとの税抜きの金額を記載したもの	☐	☒
3	支払を確認することができる書類の写し (測定した事業者の発行した領収書等)	☐	☒
4	第7号様式 助成金請求書	☐	☒
5	(国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合) 当該助成金の交付額確定通知書	☐	
6	銘板の写真(ただし、交付申請時に提出済みの場合は除く)	☐	☒

第7号様式

記入例

微量PCB分析申請

年 月 日

記載不要

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

通知書の助成金国府決定額を記載
※交付決定額に変更があった場合は
変更後の金額を記載

請求金額 24,600 円

記載不要

年 月 日 付 整理番号 号をもって、

助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を
請求します。

記載不要

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住所	〒 130-0022
	東京都墨田区江東橋4-26-5
申請者名 (法人名)	フリガナ ○○○○○カブシキガイシャ
	○○○○○株式会社
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク カンキョウタロウ
	代表取締役 環境太郎

記載不要

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び数量	

第8号様式

記入例

〇〇〇〇 年 〇 月 〇〇 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

申請者

住所 〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5

氏名 〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 環境太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

誓約書

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業における助成金の申請を行うにあたり、
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱第6条に基づき、
国や他の地方公共団体等が実施する同様の助成金の申請をしていないことを誓約いたします。

7 様式集

第1号の2様式

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

〒

住 所

申請者名

(法人にあつては名称、役職名及び代表者の氏名)

電話番号

<法人の場合>

業 種

従業員数

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】助成対象事業の目的及び内容

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等に、微量PCBが混入しているかどうかを把握するため、当該微量PCBの濃度を測定する。

【2】助成対象事業実施予定日(微量PCB濃度分析の実施予定日)※

年 月 日

※ 微量PCB濃度分析の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入

【3】国等が実施する同種の補助金

☐ 申請している	☐ 申請していない
---------------------------------	----------------------------------

※【8】添付書類の項目で必要書類を確認してください

【4】経費配分

経費名	経費配分	金 額
電気機器の 微量PCB 分析経費	測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	円
	国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合の補助の金額 (別紙 合計金額(B)欄の金額)	円
	助成額 (別紙 合計金額(D')欄の金額)	円

※ 交付決定日より前に試料採取及び分析を行った場合は助成対象外となる

【5】助成対象機器の内容及び経費内容
別紙のとおり

【6】助成金振込先

金融機関名	フリガナ				銀行番号			
支店名	フリガナ				支店コード			
預金種別 (該当に☑)	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄							
口座番号 (右詰め)								
口座名義 (口座名義は申請者と同一)	フリガナ							

【7】申請内容に関する問合せ先・通知書発送先

名 称(所属)				
担当者氏名				
住 所	〒			
電話番号/FAX番号	TEL		FAX	
メールアドレス				

【8】添付書類 下記の添付書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入してご提出ください。

	添付書類	チェック欄	
		国等申請有	国等申請無
1	助成対象経費に係る見積書の写し(税抜きの金額を記載したもの。) (助成対象機器が複数の場合は、1台ごとの税抜きの金額を記載したもの)	☐	☐
2	(国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合) 当該助成事業へ提出した見積書の写し	☐	
3	(国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合) 当該助成金の交付決定通知書	☐	
4	助成対象者本人であることを証明できる書類	☐	☐
5	銘板の写真(機器を使用中等などで写真の撮影が不可能な場合は省略可。 ただし、実績報告時に提出すること。)	☐	☐
6	常時使用する従業員の数を証明する書類 (4の書類で助成対象者への該当の有無が確認できない場合のみ)	☐	☐
7	国や他の地方公共団体等が実施する同種の補助金の申請に関する誓約書 (第8号様式)		☐

注) 過去3箇月以内に分析または処分の助成金交付を申請した者にとっては、「助成金交付決定通知書」の写しをもって、上記4、6の書類を省略することができる。

1.機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	
所在地(都内に限る)	

2.助成対象機器の内容

	電気機器の種類	メーカー名	型式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・保管 状況 (○で囲む)	(A)分析に要する 測定経費※1	(B)国等が実施する同 種の補助金の交付を 受けた場合の補助の 金額※2	(C)助成対象経費 [(A)-(B)]	(D)助成計算額 助成対象経費x1/2 [1台につき上限 12,500円]
1					年	使用 保管	円	円	円	円
2					年	使用 保管	円	円	円	円
3					年	使用 保管	円	円	円	円
4					年	使用 保管	円	円	円	円
5					年	使用 保管	円	円	円	円
合計金額							(A)	(B)	(C)	(D)

※1 試料採取費＋分析費＋その他分析に係る経費※3を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

※2 国等が実施する同種の補助金の交付を受けていない場合空欄とすること。

※3 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合又は機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● メーカー名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

※ 上記(D)に百円未満がある場合、
百円未満を切捨てた額を(D')に記入

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D')	円

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

〒
住 所
申請者名

(法人にあつては名称、役職名及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって交付決定
を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金について、内容に変更が生じたの
で、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

【1】 変更、廃止の理由

【2】 助成対象実施予定日(実施予定日に変更がある場合に限り記載すること)

既定 年 月 日 ⇒ 変更後 年 月 日

【3】 経費配分の変更

経費名	経費配分	金 額
電気機器の微量PCB分析経費	測定経費(別紙 合計金額(A)欄の金額)	円
	国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合の補助の金額(別紙 合計金額(B)欄の金額)	円
	助成額(別紙 合計金額(D')欄の金額)	円

【4】 交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載する)

交付決定額 金 円 ⇒ 変更申請額 金 円

【5】 助成金振込先の変更(振込先に変更がある場合に限り記載する)

金融機関名	フリガナ	銀行番号			
支店名	フリガナ	支店コード			
預金種類	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 貯蓄				
口座番号					
口座名義 (口座名義は申請者と同じ)	フリガナ				

* 添付書類(申請の必要に応じてその証明となる書類を添付すること。)

1.機器を保管(使用)する事業場の名称及び所在地

事業場の名称	
所在地(都内に限る)	

2.助成対象機器の内容

	電気機器の種類	メーカー名	型式	製造番号	製造年 (西暦)	使用・保管 状況 (○で囲む)	(A)分析に要する 測定経費※1	(B)国等が実施する同 種の補助金の交付を 受けた場合の補助の 金額※2	(C)助成対象経費 [(A)-(B)]	(D)助成計算額 助成対象経費x1/2 1台につき上限 12,500円
1					年	使用 保管	円	円	円	円
2					年	使用 保管	円	円	円	円
3					年	使用 保管	円	円	円	円
4					年	使用 保管	円	円	円	円
5					年	使用 保管	円	円	円	円
合計金額							(A)	(B)	(C)	(D)

※1 試料採取費＋分析費＋その他分析に係る経費※3を含み、消費税及び地方消費税を除く金額を記載すること。

※2 国等が実施する同種の補助金の交付を受けていない場合空欄とすること。

※3 「その他分析に係る経費」の金額が一式で提示されている場合、申請台数で按分した額を1台あたりの測定経費に計上すること。

● 5台以上分析する場合又は機器を保管(使用)する事業場が複数ある場合、本紙を複写して記入すること。

● メーカー名・型式・製造番号・製造年が不明な場合は「不明」と記載し、機器全体の写真又は機器の設置場所の写真を添付すること。

➡

上記(C)の百円未満を切捨て	
(D')	円

※ 上記(D)に百円未満がある場合、百円未満を切捨てた額を(D')に記入

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

〒

住 所

申請者名

(法人にあつては名称、役職名及び代表者の氏名)

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実績報告書

年 月 日付け 整理番号 号をもって、
助成金の交付決定を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業の実績について、
関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

【1】 助成対象事業の内容及び成果

微量PCBによって汚染されているおそれのある廃電気機器等の微量PCBの濃度を
測定することにより、当該汚染の有無を把握した。

【2】 助成金交付決定額

円

【3】 助成対象事業完了日(微量PCBの濃度を証明する書類の発行日)

年 月 日

【4】添付書類 下記の書類を確認の上、チェック欄にレ点を記入して提出してください。

	添付書類	チェック欄	
		国等申請有	国等申請無
1	測定した、助成対象機器中の絶縁油に含まれる 微量PCBの濃度を証明する書類 (計量証明事業者が発行したものに限る。)の写し	☐	☐
2	請求明細書の写し (税抜きの請求額を記載したもの。) ※助成対象機器が複数の場合は1台ごとの税抜きの金額を記載したもの	☐	☐
3	支払を確認することができる書類の写し (測定した事業者が発行した領収書等)	☐	☐
4	第7号様式 助成金請求書	☐	☐
5	(国等が実施する同種の補助金の交付を受けた場合) 当該助成金の交付額確定通知書	☐	
6	銘板の写真 (ただし、交付申請時に提出済みの場合は除く)	☐	☐

年 月 日

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金請求書

請求金額 円

年 月 日 付 整理番号 号をもって、
助成金の額の確定通知を受けた東京都微量PCB廃棄物処理支援事業に係る助成金を
請求します。

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

【申請者】

住所	〒
申請者名 (法人名)	フリガナ
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ

事業名	東京都微量PCB廃棄物処理支援事業
助成対象項目 及び数量	

第8号様式

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

申請者
住所 〒

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

誓約書

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業における助成金の申請を行うにあたり、
東京都微量PCB廃棄物処理支援事業助成金交付要綱第6条に基づき、
国や他の地方公共団体等が実施する同様の助成金の申請をしていないことを誓約いたしま
す。



公益財団法人 東京都環境公社
環境共生部環境事業課 微量 PCB 助成金担当

TEL 03-3649-8541
FAX 03-3644-2260